

平成24年第14回

荒川区教育委員会定例会

平成24年7月27日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成24年荒川区教育委員会第14回定例会

1 日 時	平成24年7月27日	午後1時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 教 育 長	小 林 敦 子 青 山 侖 高 野 照 夫 川 寄 祐 弘
4 欠席委員	委 員	高 田 昭 仁
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 社 会 教 育 課 長 社 会 体 育 課 長 指 導 室 長 南千住図書館長 複合施設調整担当部長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	谷 嶋 弘 佐 藤 泰 祥 丹 雅 敏 平 賀 隆 山 本 吉 毅 泉 谷 清 文 武 井 勝 久 小 堀 明 美 池 田 洋 子 瀬 下 清 大 谷 実 浅 沼 佳 子 湯 田 道 徳 渡 部 由 香

(1) 審議事項

第18号 平成25年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について

(2) 報告事項

ア 小学校における食物アレルギー事故の検証及び再発防止策について

イ 学校における「いじめ問題」に関する取組について

ウ 公立学校教職員の処分について（報告）

（３） その他

委員長 それでは、ただいまから荒川区教育委員会第14回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。4名出席でございます。

会議録の署名委員は、青山委員及び高野委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 本日の審議、よろしくをお願いいたします。

委員長 5月18日開催の第9回定例会の会議録及び5月25日開催の第10回定例会の会議録が机上に配付されております。

次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は、審議事項が1件、報告事項が3件でございます。

初めに、議案の審議を行います。

議案第18号「平成25年度特別支援学級で使用する一般図書の採択について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、議案第18号「平成25年度特別支援学級で使用する一般図書の採択について」、御説明をさせていただきます。

提案理由でございます。平成25年度に使用する、荒川区立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する一般図書を採択していただくものでございます。

内容でございますが、平成25年度荒川区立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する一般図書として、別紙に掲げる教科種目ごとの教科用図書を選定し採択をしていただきます。

別紙がその後に続いております。

小中学校の特別支援学級で特別な教育課程を編成する場合は、学校教育法第9条、同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定済み教科用図書を使用することが適当でないときには、当該学校の設置者の定めるところにより他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。

特別支援学級で使用する教科用図書は、いわゆる一般図書と呼ばれておりまして、本区においては東京都教育委員会が作成しております『平成25年度使用特別支援教育教科書調査研究資料』から各学校が使用する一般図書を選択することとなっております。東京都においては、この冊子にある一般図書については、十分な調査研究を行っており、本区で使用する一般図書においても東京都立学校で使用する図書と同じものを使用することにより、各学級の児童生徒の状況に応じた適切な図書を選択することとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。

教育長 一般の小学校低学年までは普通の教科書を使ってもいいのですよね。

指導室長 普通の教育課程で指導できる子供もおりますので、そのお子さんについては通常の学年の教科書を使うケースもございます。

委員長 では、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第18号について意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、討論を終了いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、異議ないものと認めます。議案第18号「平成25年度特別支援学級で使用する一般図書の採択について」は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

初めに、「小学校における食物アレルギー事故の検証及び再発防止策について」、御説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、「小学校における食物アレルギー事故の検証及び再発防止策について」、説明させていただきます。

骨子でございますけれども、第三瑞光小学校において発生いたしました食物アレルギー事故の検証結果及び再発防止策を取りまとめましたので、御報告をいたします。

まず、学校におけるアレルギー対策委員会の報告内容でございます。教育委員会では、第三瑞光小学校において発生した食物アレルギー事故を重く受けとめ、「学校におけるアレルギー対策委員会」を立ち上げました。

同委員会におきまして、事故を検証し再発防止策を決定のとおり、「小学校における食物アレルギー事故の検証報告書」として取りまとめたものでございます。

まず、報告書の内容でございますけれども、事故の概要は、第三瑞光小学校で平成24年1月30日に発生いたしました事故でございます。

状況でございますが、乳・乳製品の食物アレルギーを有する児童（1年生）に対して、誤って乳製品の含まれた食品（フルーツのヨーグルトかけ）を配食したことにより、当該児童にアレルギー症状が生じ、東京女子医科大学東医療センターに搬送、3日間の入院治療を受けたものでご

ざいます。

2といたしまして、調理、配膳における課題、今回の事故発生の原因及び改善策でございます。

今回の事故発生の原因は、配膳における栄養士及びチーフからの調理員への指示が不足していたことと、栄養士及びチーフによる適切な確認行為がなされなかったことであると指摘されてございます。

これに対しまして改善策でございます。

まず、献立作成時から調理前の確認では、調理員が調理内容等を確認する際、「調理室手配表」のメニューと、それに対応する指示の見間違いを防ぐため、指示がわかりやすいよう、太線で区切る等の改善を行うことなど。

盛りつけ終了後から配膳まででは、確認簿を新たに備えることとし、調理員、チーフ、栄養士及び担任が、それぞれサインをして確認を行うことなどが提言されてございます。

次に、アナフィラキシー発症後の対応における課題と改善策でございます。

まず課題でございますが、発症後の対応は、荒川区医師会の指導のもと、教育委員会事務局学務課がまとめた「アナフィラキシー症状をきたした児童生徒を発見したときの対応」に沿って学校はできる限りの対応を行ったと。

しかし、保護者から「保健室で養護教諭がインフルエンザの児童がいっぱいで、当該児童から目を離れた。目を離さない体制を整えておくべきだったと思う」との指摘があった。こうしたことから、緊急時の体制等を検討する必要がある。

また、当該児童はエピペン®を処方されており、学校も把握していたが、エピペン®を打つかどうかを保護者、病院に相談し、結果としてエピペン®は使用しなかった。学校と児童、保護者の間で情報の共有化や相互理解が不足し、迅速な対応ができなかったと思われると指摘されてございます。

これに対しまして改善策でございますが、児童がアレルギー症状を発症した場合には、養護教諭だけでなく、担任、栄養士、管理職等も状況を把握、情報を共有化するなど、緊急時の態勢を検討し、校内における危機管理を強化する。

入学時だけでなく進級時等に、学校と保護者の間で十分な打ち合わせを行い、情報の共有化や相互理解を深め、緊急時の対応に備える。

エピペン®を処方されている場合には、打つことを前提としているので、初期症状が疑われる場合は使用することをためらわない。

エピペン®を使用するのは、原則として当該児童生徒であるが、本人が使用できない事態も想定されるため、教職員もエピペン®に関する知識を習得しておくことが提言されてございます。

次に、各学校における今後の取組でございます。

まず、第三瑞光小学校においては、既に再発防止のための改善を行っているが、本報告書に示した改善方法を確実にかつ速やかに実行し、食物アレルギー事故の再発防止及び危機管理体制を構築すべきである。

小中学校全校に本報告書を配付し、教育委員会が十分に説明した上で、学校においては本報告書を参考に、改善すべき点は速やかに改善し、事故防止等に万全を期すべきである。

食物アレルギー事故の防止は、学校の取組だけでは成し得ず、保護者の理解と協力が不可欠である。各校においては、保護者と情報の共有化と相互理解を深め、保護者と協力してアレルギー対策に取り組むべきであることが提言されてございます。

続きまして、教育委員会の取組でございます。

まず、これまでの取組といたしましては、第三瑞光小学校及び同校の学校給食調理業務委託受託者に対して、事故の原因を究明、再発防止策の策定と実施を指示いたしました。

また、校長会において事故発生を報告し、各学校での事故防止の取組を徹底するよう指示いたしました。

また、当該児童の保護者等からアレルギー対策に関する意見等をお聞きし、対策委員会の検証に反映させたところでございます。

次に、今後の取組でございますが、報告書に示された各学校における今後の取組を、各校が確実に実行するよう指導してまいります。

また、学校におけるアレルギー対策委員会を継続して設置し、同委員会において各校の取組状況を継続的に確認し、改善等の指導を行ってまいります。

最後に、栄養士、養護教諭をはじめ、教職員のアレルギーに関する知識を向上させるために、研修等の充実を図っていきたいと考えてございます。

詳細については、報告書を御覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

青山委員 これは資料1が変更前なのですね。

学務課長 はい。

青山委員 この一番下の四角の枠内にヨーグルト4人と書いてあるわけで、この手配表自体は正しかったということですね。これを、「ヨーグルト×」は4人と書いてあるのを3人と勘違いしたと。そういう人為的なミスだったということですね。

学務課長 はい。

青山委員 今後の改善として、資料2にあるように、これらの児童については個別の献立表をつくると。そういうふうに理解していいのですか。

学務課長 はい。こちらの冊子の方の、資料1の変更前というところと、裏面に变更后というところで、変更後の方を御覧いただくと、今、先生に御説明していただいたように、一番下のフルーツのヨーグルトかけのところを見なければいけないのに対しまして、実は間違っただのは、上のサラダのところの「全OK Aくんセット」というところで、当該児童は大丈夫だと勘違いしてしまったということで、見るところをまずメニューごとに確認できるように、指示できるようにということで、こういう改善を図りました。

さらに、資料2、3というところにつきましては、これは第三瑞光小学校で事故発生後、学校の取組として、この手配表のほかに、この献立表をもとに、栄養士、担任、それから当該児童も含めて確認するという取組したので、瑞光小学校はこのような形でやります。

これらを参考に、各学校でも今後、そのように取り組んでいくという内容でございます。

青山委員 了解しました。

高野委員 9ページの資料2の献立表の下に「麦×」、「大豆×」とか、「卵×」と書いてありますね。この「×」は、A君にはだめですよということですね。

学務課長 はい。そういうことです。

高野委員 アナフィラキシーで一番怖いのは、そばによるショックです。この中に抜けていますが、そばのアナフィラキシーショックはものすごく重要。怖いです。

教育長 そばが入っていない。

高野委員 もう、一発で気管支けいれんを起こしたりしますので。ここはぜひ、そばは入れた方がいいです。意外に多いと思います。

学務課長 給食では、そばは提供していないので。

高野委員 そうですか。それならばいいですが。

学務課長 はい。ただ、この報告でも提言されていますけれども、当然にそばは提供しないですけれども、そういうものも保護者からはちゃんと情報を聞いておくということは必要だということで、提言されていますので、そういう形で、通常、出さないものについても、対象になるものは確認しておくということで、今後進めたいと思います。

教育長 すごく多いですね。

高野委員 これはすごいですね。

教育長 食べるものがほとんどない。

高野委員 ほとんどないですね。イカ、タコ、アサリ……多いですね。みんなだめですね。

教育長 何でキウイフルーツがだめなのかわからない。

学務課長 それ以外の果物は大丈夫です。

教育長 これ以外はいいいのですね。

高野委員 キウイとか、メロンとか、スイカとか、ああいうウリ類は、意外にあるのです。軽いけれども。

委員長 そうですか。

高野委員 ええ。のどがイガイガしたり、かゆかったり、くしゃみが出たり、意外に食べない人は多いです。

委員長 そうですか。

青山委員 一般社会では、アレルギーがある人がいるというのは常識になっていて、レストランなどは、アレルギーの有無を聞くのが普通になってきているぐらい理解が進んでいるので、だから、教育という観点からアレルギーに対する理解を深めると。そういうことも大事だと思うのです。

高野委員 アレルギーは怖いのです。

それから報告書の書き方で、やはり病気のことについて言うのなら、必要な限り許されるならば、学校の名前は書いてありますが、小学校1年生で、何歳と書いてくれるとこういう情報としては、かなり違うと思いますね。

学務課長 はい。

委員長 最近、こういったアレルギーを持っていらっしゃるお子さんが非常に増えていますので、その意味では、よりきめ細かな対応が必要と思うのです。対応としては、大変かと思えますけれども、よろしく願いいたします。

教育長 この原因は何ですかね。今、小学校でアレルギーを起こす子がすごく増えているという状況は、どういうことが原因なのですか。

高野委員 やはり全体的なバランスが崩れているのでしょうか、疲れているとか。アレルギーの原因はわからないですが、そこに根源を求めると、こういうテストによって見つかるのです。なかなか原因は……。

教育長 原因はわからないですか。化学薬品とか、そういうのではないのですか。

高野委員 それはあります。化学薬品とか、スギ花粉とか。これが起こると、アレルギー反応として、筋肉の中の細胞でマストセルという肥満細胞というものがあります。これにアレルゲンが反応し、化学物質が作動し、アレルギー反応が起こるとされています。特に喘息発作ですが。

教育長 肥満細胞ですか。

高野委員 そこには、アレルゲン、E抗原とか、いろいろあるのです。難しいところです。だから予防するには、親御さんに丁寧に聞くことですね。

委員長 そうですね。きめ細かい対応と保護者とのコミュニケーションが大事だということだと思いますね。

教育長 そうですね。

委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では、続きまして、「学校における『いじめ問題』に関する取組について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 大津での中学生の自殺、いじめとの関連が調査されているところでございますが、これについて本区の「いじめ問題」の状況について報告をさせていただきます。

「学校における『いじめ問題』に関する取組について」、骨子でございます。「学校における『いじめ問題』に関する基本的認識と取組について」、御説明をさせていただきます。

内容でございます。

「いじめ問題」に関する基本的認識といたしまして、いじめは決して許されないことであり、「未然防止」に努める必要がある。しかしながら、どの学校、どの学級でも、どの子供にも起こり得るものであり、その兆候をいち早く把握、早期発見でございます、迅速に対応、早期対応しなければならぬ。「いじめ問題」に対する指導の三つのポイントとして、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」ということが言われております。

文部科学省では平成18年10月19日、18文科初第711号「いじめの問題への取組の徹底について」という通知で、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援等について、所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対する周知・徹底を図る通知を出しております。

同じく、平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におきまして、「いじめの定義」が変更されております。それまでは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」といった定義でございましたが、この年に、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校内外を問わない」というようなことで、定義を変えて調査をするようになっております。

本年、平成24年7月13日「すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ」ということで、平野文部科学大臣が談話を出しております。「子供の命を守るために学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取り組む」ことを求めた談話でございます。

東京都におきましては、「ふれあい月間」の取組というのも行っております。毎年、6月、11月、2月をふれあい月間として、各学校におけるいじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止やその対応にかかる取組の充実を図るために、次の2点に取り組むということで行っております。

各学校が問題行動への取組状況の総点検を行い、現状や取組の効果等を把握する。

各学校が問題行動の早期発見・早期対応、未然防止等につながる具体的な取組を実施する。
この2点に取り組んでいるところでございます。

今回、平成24年7月17日に24教指企第436号で、「いじめの実態把握のための緊急調査について」ということで、通知が来ております。これは机上にまた、別の資料として3枚、クリップでとめているものでございます。後でまた説明をさせていただきます。

その中で、「児童・生徒からのいじめの情報を的確に把握するとともに、いじめの疑いがあるような事例に対しても、見逃さずに迅速に対応する必要があることから、学校におけるいじめの実態を把握する緊急調査を実施する」ということで、今回、実施をしております。

そのほか、東京教育相談センター、東京都いじめ相談ホットライン等で、いじめに関する24時間対応の相談窓口の開設をしているところでございます。

裏面に参りまして、荒川区では、先ほどの文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、及び、東京都の「ふれあい月間」の取組にかかわる調査等の「いじめの件数」について個別実態の把握を今までも行ってまいりました。

報告された「いじめの件数」について、学校からヒアリングを行い、個別に実態の把握を行って学校を支援して参っているところでございます。

今回、この7月17日の東京都の「いじめの実態把握のための緊急調査」を受けて、全児童・生徒に対して各学校で直接アンケート形式による実態調査を実施しているものでございます。それが御手元の3枚の資料でございます。

1枚目が、東京都の通知というものでございます。2枚目が、「いじめの実態把握のための緊急調査の質問例」です。

別紙1で質問例が書かれてお参りまして、これにつきましては東京都の方で例示をしておりますけれども、各学校、子供たちの実態に合わせて、各学校で今まで使っているものを使用したり、これを使用したり、あるいは加工したりということで、ともかく今回、直接、児童一人ひとりからアンケート調査によって実態を把握するというようなことを改めて行ったところでございます。

3枚目が、今回調査を行ったことの速報値でございます。実は、昨日が学校からの調査提出の期限となっておりますので、それを急いで取りまとめたもので、まだ東京都の報告もこの後になりますので、場合によっては数値がこの後、動く可能性もありますので、お含みおきください。

設問1のところ、「今回の調査でいじめと認知した件数」ということで、合計のところでは39件となっております。小中学校で「今回の調査でいじめと認知した件数」は39件でございます。

設問には、「設問1のうち、所管の教育委員会へ既に報告している件」ということで、6月の

ふれあい月間のときにも調査を行って報告を受けておりますので、その時点でもう既に報告をしているものについては31件でございます。

設問3のところに、「いじめの疑いがあると思われる件数」につきましては72件となっております。いじめとはっきり認知しているものと、そこまではいかないけれども疑われているものということで、72件、別に挙げておまして、今まで、ここまで疑いがあるといったようなところまでの調査を行っておりませんでしたので、これを合わせますと111件ということで、多い数になっております。

ただ、設問4のところで、当然、特段の対応をしていないという件数はゼロでございますし、(2)の保護者に状況等について連絡をし、また、教員等が状況把握に努めて対応をしているところを合わせますと、138件ということで、これは重複していますので、こうなっておりますが、報告があったすべての件数について保護者等の連絡をしながら、学校で対応を進めているところでございます。

「その他」のところは、関係諸機関との連携を図っているものということで、7件でございます。

レジュメに戻っていただきまして、そのほか教育センターに教育相談室を設置しております。また、電話相談も8時半から17時15分まで受けておりますし、来室相談も受けているところでございます。

また、「荒川区子どもの悩み110番」として、毎日15時から18時までフリーダイヤルの相談も実施しております。

「いじめの実態把握のための緊急調査」をこのたび行いましたが、ここで把握したものにつきましては、各校で継続して、いじめに対して解消に向けた取組をこの後も行って参ります。

また9月に、今回報告があった件数、内容につきましては、追跡調査を行って、引き続き、各校の取組への支援を行っていく予定でございます。

また今後、通常、年に何回かの調査で把握をしているわけですけれども、ふれあい月間等の調査実施時期以外でも、日常的に発生したいじめに関する情報を学校と教育委員会が共有して、連携を図りながら解消に向けて取り組んでいくためのシステムについて検討を行って参りたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 では、ただいまの説明について質問などございませんでしょうか。

高野委員 実態として小学校と中学校で分けると、中学校の方がかなり大きいじめがあるように想像されるのですけれども、中学校だけまとめると何件ですか。トータルで大体110件ですね。中学の方が多そうですね。

指導室長 例えば設問1で、いじめと認知した件数で言いますと、中学につきましては12件でございまして、39件中の12件が中学でございます。それから、いじめの疑いがあると思われるものにつきましては41件ですので、72件中41件が中学といったようなことになっております。

高野委員 わかりました。報道のことは中学生ですが、本教育委員会としましては、中学校を訪問し、そういうことを重点的に教育指導して、協力しようという方向に行っているのです、タイムリーだなと想像していたのです。でも、約半分ですか。3分の1……。いろいろですね。

委員長 すみません。ちょっと質問なのですが、この設問1と設問3は重複しないということですか。

指導室長 そうです。

委員長 この設問3で、いじめの疑いがあると思われる件数が、今回、上がっているのですが、それに対しては設問4の3で、教職員等が状況の把握を含めて対応中ということで、いじめの疑いはあるのだけでも、教職員は状況を把握して対応を進めていると。そういうふうに理解してよろしいわけですね。

指導室長 そうです。

高野委員 この実態を把握して対応するということは当然ですが、現実にはこの中に隠されていることがあったり、データとしてないことがあったりすると、子供を温かく教育するには、いろいろなことで先生方に負担がある。病気になったりする先生方が多いということは、こういうことが原因かもしれませんし……。

こういういじめに対して、教育委員会として対応をすることは現実にあるのでしょうか。要するに子供たちと先生方、教育委員会との連携がきちんとなされていることが大切と考えます。これによって、いじめについて根本的に対応ができるように思えるのですが、いじめを発見して、先生方と教育委員会がいかに対応するか、その体制はあるのでしょうか。先生が、教育委員会に相談に来ました。さあ、どういうふうにやりましょうと。こちらとしての対策は練らなければならない。現実にはそういう先生方の御相談というのはあるのでしょうか。

指導室長 学校現場では、今までの教員の経験に基づいて、まずは指導なり、聞き取りなりと対応していくかと思えます。なかなかその難しいケースなどにつきましては、各校に教育相談員も行ってありますし、場合によっては警察と連携を図りながら、学校が中心になって対応して参りますし、難しいケースであれば、私どもに相談が入ったり、あるいはケース会議を開いたりといったようなことで、関係者の方に集まっていただいて会議を設けるというようなこともやっております。

高野委員 実は、こういう事故が起こったときは、隠蔽するというのが一番よくないのですよ

ね。だから、そこを隠蔽しないで、みんなで分かち合って、どういうふうに改善するかという方向を、教育委員会が音頭をとらないから教育委員会が非難されているような社会風潮ですね。

青山委員 ここに調査の通知の写しが配付されていますが、私は、こういうやり方自体に問題があると思うのですけれども。これはどういう考え方でこういう通知がなされたのですかね。つまり、他県において非常にセンセーショナルに取り上げられた事例があるから、だから調査するというからには、何かあまりに飛躍し過ぎていて、この調査の中身は。東京の教育現場において、あるいは荒川区の教育現場において、特段、現在、こういった調査をしないといけない事実とか、事情だとか、統計だとか、何か根拠があるのですかね。

つまり、私はこういうふうに、どこかでニュースとしてメディアがセンセーショナルに取り上げたからといって、行政とか教育とかが動くには、それなりに見識とか根拠とかが必要だと思うのですよ。要は、そういうふうに大人たちが軽薄に動くことの方が、教育上、私は非常に問題だと思うのですね。その間についての東京都の説明はあったのですか。

指導室長 この調査に関しては、私ども、指導室課長が都の方に集められて説明を受けております。取組については、日ごろから行っているところなのですけれども、結局、大津の件につきましても、そういう取組をしながら表面に出てこないようないじめが実際にはあって、それを学校や教育委員会が十分に把握できないために、自殺につながるようなことになってしまったというようなことで動いておりますので、日ごろの取組は行っているのだけれども、再度、そういった見逃しがないかどうかの確認をするといったような観点で、この調査を行うというような説明を私どもは受けておりました。

青山委員 私たちが折に触れて学校の現場から聞く話は、従来に比べて、近年、この種の調査が非常に多いと。それから、学校の教員が子供一人ひとりと向き合う時間よりも、この種の届け出だの、資料だの、調査だのに、書類作成に費やす時間が非常に多いという声を聞くのですけれども、どちらが本当なのですかね。

私たちが育った時代から言うと、学校の先生は相対的に生徒に比べて少なかった時代ですけれども、でも、やはり先生と接触していた記憶は非常に鮮明に残っているわけですね。だから、学校現場が今抱えている問題というのは、東京で言えば、あるいは荒川で言えば、いじめの問題ももちろんあるし、子供の問題を軽視しろと私は言っているのではなくて、非常に大切な問題だと思うのですけれども、でも、同時に一方で、児童生徒同士の人間関係の形成だとか、先生とのコミュニケーションだとか、地域の関係だとか、学力の向上だとか、進路指導だとか、あるいは人生の悩みを聞いてあげるだとか、読書だとか、要するにたくさん問題が学校現場にはあると思うのですね。

そういうときに、地方の、他県の一つの事例を取り上げて、それによって東京都の教育委員会が一斉に東京都内の学校に対して動くという管理は、非常に私は違和感を覚えるのです。そうではなくて、東京では何が問題なのかという議論をして、学校の現場で教員が子供たちとの関係をさらに濃密にするということに対して、私たちは協力するべきだと。あるいは、そういう体制をつくることに努力するべきだと。そっちを抜きにして この調査を完全には否定しませんよ、私は。それから、世論とか父母の、こういう機会にこういう調査をするということは、多分、一般には支持すると思います。ですから、一概には、私は否定しないのですけれども、ただ、どこかで事件が起きた、それ、これをやれという、そういう考え方が非常に軽薄な感じがするのですね。そうではなくて、私たちがいつも議論している、学校現場で今ある問題というのを根本的に解決するという議論を抜きに、「はい、これがありました」、「はい、これ、調査します」、「はい、こうです」と、そういう軽い扱いは、むしろしない方がいいのではないかと思いますよね。

そういう意味で言うと、やはり教育委員会として考えるべきことというのは、こういうことが起こるのに、本当に学校の先生方は書類作成に忙殺されるような傾向があって、それを解消しなければならぬのか、そうではなくて、いちいちこの種の東京全体での統制というのをどんどんやらなければいけないのかということについて、私は、私たちの教育委員会としての仕事実感からすれば、むしろ書類作成に重点を置くよりも、子供たちと接触する時間を先生方に対してどうやって増やしていくかということの中で、いじめの問題も含めて解決を図っていくという姿勢が必要ではないかと思うのですよね。

高野委員 そうですよね。たしか私も最初に言ったように、子供、先生方、教育委員会の一体感というか、情報を密にして子供を幸せに育てるといった基本的なものですよね。そこが教育委員会の役割でもあるし、先生方が悩んだならば、それに対応できるような処置を教育委員会がとると。心をふさがないようにしてくれると、先生方が悩みを抱えてしまったり、増えたりすることは解決すると思うのですね。だから、サークルをいかにするか。基本はそこだと思うのですよね。でも、この実態調査の結果に関して、110件もあるというのは驚きました。程度がひどいものもあるので。

青山委員 問題は、だから件数ではなくてね。

高野委員 中身ですね。

青山委員 学校現場でそういう不幸な目に遭っている児童生徒がいるのを、いかにして現場で発見して、それを、そうでない方向に教員が指導、誘導していくかということが重要なのだと思うのです。つまり、ある時点でこの種の調査をすれば、必ず件数は出てくると思うのですよ。この件数が多かった、少なかったということには、私は一喜一憂しない方がいいと思うのです。なぜ

かという、この調査に対して、そういう回答をするかしないかというのは、また、それぞれ個別の状況というのは非常に左右されるし、今はニュースでみんな見ているから、この種のアンケートには回答件数が多くなると思うのですよ。だから、あくまでも教育委員会として大事なものは、その種の件数がいつ多くて、いつ少なかったかとかという観点ではなくて、学校現場でそういうことに対して教員が取り組むような態勢を私たちが保障しているのかどうかということをお問うことの方が、私は大事だと思うのですよね。

教育長 本当にそう思います。6月のこのふれあい月間では25となっているのですよ。そういう中で、指導室の方で既に解消した件数について話していただけますか。

解消している例もたくさんあります。今回、こんなになぜ増えたのだろう。6月にはそんなになかったのですけれども……。

指導室長 6月のふれあい月間の報告では、いじめとして確認した件数と既に解決している件数といったようなことの調査もしております。例えば今回の6月の、小学校では26件のいじめの件数が上がっておりますが、その中で16件は解決をしているといったような報告を受けております。それから、中学校につきましては、11件のいじめの報告の中で11件とも解決しているという報告がありまして、小学校の10件が解決ということまでは行っていなくて、継続的な指導をしていると。そういった報告は受けております。

教育長 青山先生が指摘されましたように、やはり先生方が本当に忙しい状況の中、調査、調査、報告ということなので、我々教育委員会としても同じような調査は削除をしたり、パワーアップ事業に、大学生にたくさん入ってもらったりしているのですよ。大学生に、子供とよく話し合いをしてもらったり、いろいろなことを手伝ってもらったりすることによって、先生方が、事務ができるという状況ですね。そういう人的な支援をたくさん導入させていただいているおかげで、だいぶ違っている状況です。それだけでなく東京都の中で今、相当数の先生が、全国で新採が105人ぐらい、1年以内に辞めているのですよ。そして、東京都全体で540人ぐらいの先生が精神疾患で病院に入ったり、通院したりという状況で、事実、深刻な状態なのです。

特に親からのクレームがすごくて、小学校の副校長が来年は足りなくなるのではないかという状況です。特に小学校が多いのですよ。小学校の場合は、まだ夢がいっぱいありますから、ちょっとしたこともすぐ親が、「うちの子が悪いのではなくて、先生が悪いんだ」ということで、先生に攻撃が来るのですよ。副校長がその窓口になってしまうのです。だから、小学校の副校長が足りない。中学校から回さなければ足りない状況に、今、なってきた、指導室長が、各学校に回って「試験を受けなさい」と言っても、なかなか受けない。

そういう厳しい状況に、今、さらされているように、もう少し事務量とか、そういうものを合理化しながら、子供と本当に向き合って、子供と一緒に話し合ったりしていく中で、こういう不

登校とか、いじめとか、そういうもろもろの問題行動の解決を抜本的に解決していかないと、本当に大変な状況です。

委員長 ちょっと一言、よろしいでしょうか。日本の学校、中学校とかは、ほかの諸外国と比べると子供の居場所としての機能が非常に大きいですね。ほかの諸外国の場合は学力向上が大きな役割で、それほどまでに居場所というのは強調されません。日本では、子供たちが生活し、そこで暮らすという居場所機能が強いと思うのですね。

居場所機能の中で、特に友達関係が極めて強いですよ。教師との関係ではなくて友達同士の関係が強固ですし、特に友達がかなり固定した小さいグループの関係で、例えば島宇宙と言ったりするようなのですが、そういった強さがあるって、なかなか教師が介入しにくいという実態があると思うのです。

その中で、クラスの中の、カースト制度ではないのですが、上位、中位、下位といった固定的な関係ができてしまっている。そういう実態があると言われている中で、教師の方できめ細かな対応が非常に求められているところがあると思うのですね。でも、実際は、それをバックアップする体制ができていないのが、大きな問題なのかなという気がするのですね。

やはり教師に対する負担の軽減であるとか、より多くの大人がかかわっていくとか、先ほど教育長が言われたような大学生が面倒を見るとか、あるいはスクールソーシャルワーカーさんですとか、そういった体制の中で風通しをよくしつつ、全体として、生徒と教師を支えていく、そういった体制を荒川区全体としてつくっていくというのが大切という気がいたします。

高野委員 先生の今の御意見は、先生方の人数を増やす、マスを大きくするということですね。

委員長 人数を増やすということも一つの選択肢として。

高野委員 要するに、かゆいところまで手が届くような教育。大変なことですけどもね。でも、それしかないですね。

委員長 そうですね。目配りができる体制をつくるということです。

青山委員 基本的にはこれは義務教育ですから、私たち3人がやっている大学院とか大学というのは義務教育ではなくて高等教育なので、そういうところではすぐれた学生をいかに伸ばしていくかということが大切なのですけれども、荒川区の教育委員会で扱っているのは義務教育ですから、義務教育というのは落ちこぼれのないように、すべての子供たちが均等に教育の効果を受けられるように配慮していくということが必要ですから、そういう意味では、やはり教員の数というのは重要な要素になると思うのですね。

それはいつかも議論したように、40人学級か、35人学級か、30人学級かという問題ではなくて、やはりついていけない子に対して個別指導をするということが必要なので、私たちは習熟度別授業というのも8年もやっているわけですけども、それだけではなくて、基本的な全国

的な教育論で言えば、やはり、すべてのクラスに複数教師ということで、全体の授業を展開していく人と、それから、それについていけない子に対して個別指導をするという、そういう複数教師の体制というのは基本的には必要なのですね、義務教育の場で。落ちこぼれを避けるという意味で、特についていけない子に対する指導を手厚くするというのは、やはり義務現場では必要なもので、そういう意味では、やはり教員の数というのは非常に重要な要素だと思うのですね。

高野委員 それから、こういう起こってきた事実に対して、いろいろなバックグラウンドがありますね。それを調査して、その人に対応できるような環境をつくるというのですかね。そうすると、恐らく不満がそういうふうな形になって、いじめになってくるのでしょうか。そうすると、重点的にある時期は目をかけてあげなければいけない。子供の心理状態、非常に動きますからね。

青山委員 だから、あえてそういう意味で申し上げておきますけれども、ニュースによると、大津市長が教育委員会の調査が杜撰で信用できないと、そういう言い方をしたのですけれども、私は、それはまことに無責任で、当事者意識が欠如していると思うのですね。実際、父母の皆さんからそういう批判があったということも報道されていますけれども。

要は、教育委員会としての教育の問題と教育行政の問題と、それからもう一つは、市長部局だとか日本という国家の政府として、それだけの教員についての体制を財政的にも人事の上でも保障しているかどうかということが問われているのですよ、実際に。だから、いじめに対してアンケート調査をすれば解決するというふうに考えられては困るのですよね。対応すれば解決すると、そういう問題ではないのですよ。教育現場で抱えているいじめとか、子供たちの人生観の問題だとか、学力の低下の問題だとか、子供たちの人間関係の問題だとか、そういういろいろなものを総合的に解決していくためにはどうしたらいいかという議論をしないと、どこかでモグラたたきみたいに、何か起きたから、「それ、これだ」と。また今度、別の問題が起きれば、「それ、これだ」というふうに全国調査をなんか国家統制で行えば、それで問題が片づくかといったら、その都度、片づいていないのですよ、実は。ということを経験的に、要は、そういう国家としての教育政策の問題として考えないとだめですよ。

だから、荒川区は荒川区としてかなり努力して、学校に対する教員の配置の問題も、ほとんど非常勤という形でですけども、区で独自で相当な努力をしているわけですけども、そういう問題の方を本当は議論しないと、根本解決にならないのだと思うのですよね。

高野委員 でも、今度の事件が教育の基本的な考え方に対して反省の材料になればいいですね。そういう点で大きな石を投げられ、そして社会に波紋が起きているわけです。ですから、もう一回、そういうふうにルックバックして考えないと。そういう意味では、教育論ができますので、よかったですと思いますけれどもね。教育の本質ですね。

教育長 はい。今の話を受けてですけども、昨年度、新規採用、二、三年目の先生が、親から

相当攻撃を受けて、結局、辞めてしまったのです。もっと早めに休職しなさいと言っただけけれども、本人はもう耐え切れなくて、結局、辞めてしまったというケースがあるのですよ。

そういう中で、もっと荒川区は地域で支え合えないかという形で、ちょっとある人に言われたりしました。PTAのOBとかそういう人たちが、「おれたちが協力する」と。荒川区のそういういろいろな問題については全面的に協力するから、全員が守るからという形で、地域の若いOBの社長とか、野球の監督とか、そういう人たちが全面的に協力すると言ってくれているのですよ。先生に対するそういうフォローアップもあります。

昔は、いろいろ悩んでいる先生に対して校長先生が、「じゃあ、ちょっと行こうか」という感じで、お酒を飲みながら、二、三人の若い人たちを連れて励ましたりしたのだけれども、今はもう群れないですよ。群れない社会になってきている。みんな個人個人で、悩みが爆発したときには、もう手おくれの状態、自分の悩みを周りの人にしゃべれない状況が出てきていますので、そういうちょっとした兆候をやはり管理職として鋭い感覚で、「ちょっとおかしいな」という感じをつかんだら早めに報告して、地域のみんなで支えていこうということをやっていないと。それでなくても荒川区で、今、小中学校で何人休職していますか。

指導室長 ちょっと正確な数値は……。

青山委員 私も、その意見に賛成なのです。つまり、これは子供のいじめの問題なのですが、同時に大人が反省すべきなのは、大人の世界にそういう風潮がないのかということのみならずから問いかけるべきなのです。日本は成熟段階に達したのですけれども、社会、経済としては、だけれども成熟化しているのは、価値観の多様化という意味では間違いなく多様化しているのですけれども、そういう意味では成熟社会なのですから、では、それをお互いに尊重し合うという成熟社会なのかということ、風潮としては情報化社会の進行に名を借りて、むしろ未熟な方に向かっているような傾向もあるわけですよ。

ツイッターだとか何だとかがいい、すばらしいといって褒めそやしている人もいますけれども、実際にそれを開いてみると、死ねとか殺せとか、およそもう国語的な表現とは無縁な単純な短い言葉だけで、口汚くののしるような文句が多過ぎますよ、あのツイッターやなんかの世界においてはね。

全くそういう意味では、大人の世界が情緒を欠いていて、水に落ちた犬はたたけみたいな、そういう風潮が逆に蔓延しているのがネットの世界ではないですか。そういう世界を子供たちに見せておいて、「君たち、いじめしているか、していないか」というのは、ある意味、相当、感覚が私はずれていると思うのですよ。

大人の社会でいじめが盛んに行われていて、職場でもそうですけれども、社会で行われていて、それが特にネットで子供たちも、のぞけるような世界で、そういった水に落ちた人に対する集中

攻撃みたいなのが流行しているわけですよ、現に今日。そういうことを大人がやっていて、いじめに対してどうのこうのと言っているだけでは、全く問題は解決しないと思うのですよ、私は。大人がみずから、やはりそういう弱い人たちをいたわるといふ、そういう気持ちを見せない限りは、子供の世界のいじめなんてなくならないと思うのですよ、私は。大人が問われていると思うべきですよ、大人たちが。

教育長 まさにそうですね。見ていますものね。ツイッターなんか、ひどいですものね。今回の件でも、違う人までが、ブログで大迷惑しているということ。違った人たちの顔写真まで出されてしまって。間違っている。本当に、大人が大人をいじめているのですよ。

青山委員 これはもうしょっちゅう、その種のことってあるのですね、ツイッターとかネットの世界では。いつかの5月の連休に、インフルエンザが流行して、水際作戦したときに、横浜の高校がやられたことがありましたよね。結果的に真性ではなかったのですけれども、疑似だというふうに厚労省が発表したら、その横浜の高校の子供たちは模擬試験を受けにくるなど。インターハイには出場するなど。校長先生が記者会見で泣いてしまった場面がありましたよね。そのぐらい大人の世界とかネットの世界で、いじめが行われているわけですよ。そういうお手本を大人が見せているからいけないのですよ、そもそも。

教育長 そうですね。芸能界でもひどいですものね。テレビで、めちゃくちゃにいじめていて。そういうことを含めて、やはり教育行政全体をいい方向に持っていくように努力していきたいと思えます。

休職の件、わかりましたか。

指導室長 はい。病気休職につきましては、現在5名でございます。

教育長 少ないですね。

指導室長 それから、病気休暇をとっている者が4名。

教育長 9人。

指導室長 脳の病気とかというのももちろんありますが、精神的なものがやはり6割であるとかといったような休職の中では数字を占めております。

委員長 荒川区は、ほかの自治体と比べて少ないですか。

指導室長 規模にもよりますので、本区が特段多いとか少ないとかということはないかと思えます。

委員長 そうですか。

教育長 今までで最高に多かった人数って把握していますか。一番多かったとき、十何人、いたでしょう。

指導室長 ちょっと正確には……。

教育長 私がいたとき、十何人いました。そういう面では減ってきているなと思っています。

委員長 そうですね。荒川区は地域で非常に支える体制ができているような、そういう印象がありますよね。

教育長 そうです。PTAもよく学校を支えてくれるので。荒川区の場合はクレームが少ないです。学校に対して、わあわあ文句を言うPTAはそんなにいないという状況です。

委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、「公立学校教職員の処分について（報告）」ですが、人事に関する事件でございますので、会議規則第12条の規定により、秘密会として、委員会の最後に事務局退席の上、報告していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、本件は、本日の委員会の最後に、秘密会として報告していただきますので、よろしくお願いたします。

秘密会の前に、事務局より連絡事項等ございますでしょうか。ありましたら、よろしくお願いたします。

教育総務課長 ございません。

委員長 では、ほかにないようですので、最後に、8月10日の定例会についてお諮りいたします。8月10日の定例会は特段の案件がなければ休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育総務課長 特に案件は予定がございません。

委員長 では、8月10日の定例会は休会といたします。

では、ほかにないようであれば、委員会を閉めさせていただきます。

秘密会に移りますので、本件の所管以外の方は退室をお願いいたします。

了